

# 阿久根市災害時要援護者避難支援プラン

平成20年8月

鹿児島県阿久根市

## 目 次

### 阿久根市災害時要援護者避難支援プラン

#### 第1章 総則

第1	目的	1
第2	位置付け	1
第3	構成	1
第4	避難支援体制の整備方針	1

#### 第2章 関係機関の役割

第1	市の役割	2
第2	区長、民生委員、在宅福祉アドバイザーの役割	2
第3	自主防災組織、区等地域で相互扶助活動を行う組織の役割	2
第4	社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関等の介護・医療活動を行う組織の役割	3

第5	保健所の役割	3
----	--------	---

#### 第3章 要援護者の全体把握

第1	災害時要援護者台帳の作成及び使用目的	4
第2	台帳の作成	4
第3	避難行動要支援者の把握調査	5
第4	台帳の適正管理	5

#### 第4章 避難行動要支援者登録と個別支援計画の作成

第1	避難行動要支援者の登録	6
第2	個別支援計画の目的	6
第3	個別支援計画作成の基本方針	6
第4	個別支援計画の適正管理	7
第5	避難行動要支援者と避難支援者による個別支援計画の確認	7

#### 第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

第1	避難準備情報の制度化	8
第2	避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	8
第3	情報伝達体制の整備	8
第4	情報伝達方法	8

<b>第6章</b>	<b>避難誘導・安否確認体制の整備</b>	
第1	避難行動要支援者の避難支援体制等整備	9
第2	避難に必要な資機材の確保	9
第3	避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施	9
第4	安否情報の収集体制	10
<b>第7章</b>	<b>避難所等における支援体制の整備</b>	
第1	避難所の開設	11
第2	避難施設及び必要物資等の整備	11
第3	福祉避難所の指定	11
第4	広域支援体制の確立	11

# **第1章 総則**

## **第1 目的**

阿久根市災害時要援護者避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、阿久根市における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援体制を確立することを目的とする。

## **第2 位置付け**

このプランは、市地域防災計画に定める要援護者の避難支援に関することを具体化したものである。

## **第3 構成**

このプランは、要援護者の避難支援に関する全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難支援計画（以下「個別支援計画」という。）で構成する。

## **第4 避難支援体制の整備方針**

### **1 対象者（避難行動要支援者）**

要援護者の避難支援体制の整備は、自助・共助による必要な支援が受けられない独り暮らしの高齢者などで、他者の支援がなければ避難できない在宅の者（以下「避難行動要支援者」という。）について、重点的・優先的に進める。

### **2 対象地域**

要援護者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化するおそれのある地域について重点的・優先的に進める。

### **3 対象災害**

要援護者の避難支援体制の整備は、主に風水害時における避難支援体制を想定して進める。

## 第2章 関係機関の役割

### 第1 市の役割

- (1) 在宅の要援護者の全体把握
- (2) 避難行動要支援者の把握と個別支援計画作成のための登録の働きかけ及び個別支援計画の作成、保管、関係機関への提供
- (3) 避難準備情報の伝達体制の整備
- (4) 避難準備情報の発令、伝達
- (5) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- (6) 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所の指定、運営
- (7) 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- (8) 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

### 第2 区長、民生委員、在宅福祉アドバイザーの役割

区長、民生委員、在宅福祉アドバイザーは、日頃の見守り活動等を通じ次の役割を担うものとする。

- (1) 避難行動要支援者の把握のための調査協力
- (2) 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- (3) 個別支援計画に変更が生じた場合の市への報告

### 第3 自主防災組織、区等地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じ次の役割を担うものとする。

- (1) 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 個別支援計画作成への協力
- (3) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (4) 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達

- (5) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

#### 第4 社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関等の介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割

専門支援機関は、介護、医療活動を通じ次の役割を担うものとする。

- (1) 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 個別支援計画作成への協力
- (3) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (4) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- (5) 要援護者の収容

#### 第5 保健所の役割

保健所は、保健・福祉活動等を通じ次の役割を担うものとする。

- (1) 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 個別支援計画への助言
- (3) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (4) 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援への協力

## 第3章 要援護者の全体把握

### 第1 災害時要援護者台帳の作成及び使用目的

市は、災害時要援護者の把握を行い、次の目的に使用するため災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成する。

- (1) 在宅の要援護者の全体把握
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 避難行動要支援者登録制度（第4章）への登録促進
- (4) 災害時の避難支援及び安否情報の確認

### 第2 台帳の作成

#### 1 台帳の対象者

対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に準じる状態にある者で、市長が認めたもの

#### 2 情報の収集方法

市は、台帳作成のため、関係課等が所有し把握する情報について、阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）の規定に基づき、次により相互に情報提供を行う。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 身体障害者手帳交付台帳
- (3) 要介護・要支援認定台帳

#### 3 収集する内容

台帳には、氏名、年齢、住所その他必要な事項を収集して記載するものとする。

### **第3 避難行動要支援者の把握調査**

市は、台帳に記載された者のうち、避難行動要支援者の把握を区長又は民生委員の協力を得て行うものとする。

### **第4 台帳の適正管理**

#### **1 保管**

市は、台帳の正本を生きがい対策課に保管し、総務課において副本を保管する。

#### **2 台帳に基づく情報の提供先**

市は、台帳に基づく情報の提供先を、法律上守秘義務を課せられている者に限り、避難支援体制の整備に関する目的とする場合及び災害時の安否情報の確認を要する場合のみ提供するものとする。

## **第4章 避難行動要支援者登録と個別支援計画の作成**

市は、避難行動要支援者の避難支援のために避難行動要支援者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者ごとの個別支援計画を作成する。

### **第1 避難行動要支援者の登録**

- (1) 個別支援計画の作成を希望する者は、市に直接又は区長若しくは民生委員を通じて登録申請を行うものとする。
- (2) 市は、区長又は民生委員に依頼して、避難行動要支援者へ前号の登録申請の働きかけを行うものとする。
- (3) 前2号のほか、避難行動要支援者の登録その他必要な事項は、別に定めるところによる。

### **第2 個別支援計画の目的**

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、登録された避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。

### **第3 個別支援計画作成の基本方針**

#### **1 個別支援計画の作成主体**

市は、避難行動要支援者への聴き取りを基本とし、地域支援機関又は専門支援機関に協力を依頼して個別支援計画を作成するものとする。

#### **2 個別支援計画の内容**

個別支援計画には、避難支援に必要な次の事項を記載する。

- (1) 避難支援者
- (2) 予定避難場所
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達における留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等

- (6) 避難誘導時の留意事項
- (7) 避難先における留意事項

#### **第4 個別支援計画の適正管理**

##### 1 保管

個別支援計画の原本は、生きがい対策課が保管し、副本は避難行動要支援者のか、地域支援機関及び専門支援機関が保管するものとする。

##### 2 使用

個別支援計画を保管する地域支援機関及び専門支援機関は、避難支援に關係する目的以外に避難行動要支援者登録台帳及び個別支援計画を使用してはならない。

#### **第5 避難行動要支援者と避難支援者による個別支援計画の確認**

市が作成した個別支援計画については、避難行動要支援者及び避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

## **第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備**

### **第1 避難準備情報の制度化**

市は、要援護者が避難行動を開始するための情報及び避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、避難準備情報を検討し、制度化する。

### **第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成**

市は、避難準備情報等の具体的な判断基準を明確にしておくものとする。

### **第3 情報伝達体制の整備**

#### **1 地域における情報伝達体制**

市は、防災行政無線や広報車を活用して避難準備情報等の防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が要援護者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民に確実に伝達されるよう、市及び住民は、電話連絡、訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

#### **2 地域支援機関への情報伝達体制等**

地域支援機関への防災情報の提供は、地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。また、市と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

#### **3 専門支援機関への情報伝達体制**

市は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行うとともに、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。

### **第4 情報伝達方法**

防災情報の伝達については、防災行政無線によるほか、広報車、消防団による広報、ファクシミリ、電子メール等を活用する。

## **第6章 避難誘導・安否確認体制の整備**

### **第1 避難行動要支援者の避難支援体制等整備**

#### **1 地域における避難支援体制整備**

地域支援機関は、地域ぐるみの避難支援体制の整備に努めるものとする。

#### **2 専門支援機関の避難支援体制整備**

専門支援機関は、避難支援体制の整備に努め、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

#### **3 市における避難支援体制整備**

市は、防災情報等に基づき避難支援班を設置し、避難支援体制を整備するとともに、避難支援相談窓口を設置し、避難行動要支援者や避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

### **第2 避難に必要な資機材の確保**

#### **1 地域における資機材の整備**

地域支援機関は、地域ぐるみの避難体制の整備を図るとともに、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

#### **2 市の支援**

市は、助成事業の拡充に努め、地域における防災資機材の整備を支援する。

### **第3 避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施**

市は、要援護者の状況に配慮した避難支援方法について、研修会、広報誌、ホームページ等を通じて、住民に普及するものとする。また、関係機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

#### **第4 安否情報の収集体制**

##### **1 避難行動要支援者安否情報収集窓口の設置**

市は、避難支援班の中に、避難行動要支援者に係る安否情報収集窓口を設置して、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

##### **2 避難支援者からの報告**

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の避難情報を得た場合は、速やかに市に報告するものとする。

## **第7章 避難所等における支援体制の整備**

### **第1 避難所の開設**

市は、防災情報に基づいて早期に避難所の開設を行う。また、避難所の開設に当たっては、市地域防災計画や第5章第4に示した情報伝達方法により住民への周知を図る。

### **第2 避難施設及び必要物資等の整備**

市は、災害の種類に応じた避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進するものとする。

### **第3 福祉避難所の指定**

市は、医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等をあらかじめ福祉避難所として指定するものとする。また、福祉避難所の指定に当たっては、事前に施設管理者と協定を結び、円滑な開設・受入れ・運営がなされるようにする。

### **第4 広域支援体制の確立**

市は、市内の避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他市町との相互応援協定の締結に努める。